

新宿区剣道連盟 倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、新宿区剣道連盟(以下「連盟」という)の役員および会員等が、「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会の疑惑や不安を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者の定義は次のとおりとする。

- ① 役員：役員とは連盟規約第8条に規定する役員をいう。
- ② 会員等：会員等とは連盟規約第4条に規定する会員および規約第21条に規定する団体会員とその所属する会員をいう。

(基本的責務)

第3条 役員および会員等は、連盟規約3条に規定する「目的」を達成するため、連盟の関係規程等を遵守することはもとより、高邁な倫理観を持ち、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

2 「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役員および会員等は、暴力、各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、試合・審査の不正操作、違法賭博、ドーピング等の薬物乱用などの違法行為・不法行為や、剣道の健全性および高潔性を損ねるような行為を行ってはならない。

2 役員および会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役員および会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。

4 役員および会員等は、連盟の財産、補助金・助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

5 役員および会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

6 役員および会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもってはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、連盟に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、理事会の議決により別に定

める。

(違反による役員および会員等の処分等)

第6条 役員および会員等によるこの規程に違反する行為については、一般財団法人東京都剣道連盟へ報告し、処分等は上部団体である公益財団法人全日本剣道連盟および一般財団法人東京都剣道連盟の基準に準じて行う。

2 役員および会員等の処分等は、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会で審議し決定する。役員および会員等へのこの処分の申し渡しについては会長がこれを行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

附則

1. この規程は、令和7年8月30日から施行する。

2. 令和8年8月29日 一部改正。

新宿区剣道連盟 倫理委員会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、新宿区剣道連盟(以下「連盟」という)が、連盟規約第 3 条の目的にむけ役員および会員等が活動するに際し、その社会的使命を果たしていくために、連盟倫理規程第 5 条に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所 掌)

第 2 条 委員会は次の事項を担当する。

- ① 連盟の倫理に関する事項の統括。
- ② 役員および会員等の規律に関すること。
- ③ 前 2 項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事会に具申すること。

(委 員)

第 3 条 委員会に、次の委員を置く。

- ① 委員長 1 名
- ② 委 員 若干名

(委員の委嘱)

第 4 条 委員長および委員は、正会員または学識経験者の中から運営理事会が推挙し、

理事会に諮り会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、役員の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、次の場合に委員長が招集して、その議長となる。

- ① 理事会が求めたとき
- ② 一般財団法人東京都剣道連盟から求めがあったとき
- ③ その他委員長が必要と認めたとき

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 委員長および委員は、委員会活動の中で知りえた企業・団体及び個人に係る情報につき、慎重に取り扱わなければならない。また、開示等が必要な時は法令等の規定に従い適正に行うこと。

5 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

附則

1. この規程は、令和7年8月30日から施行する。
2. 令和8年8月29日 一部改正。

「べからず集」(案)

仮に良かれと思ったとしても、又、悪気が無かったとしても、下記の様な行為や言動はしてはいけません。尚、下記の様な行為・言動は、最低限のこととして、行ってはいけないことと認識して下さい。

ハラスメントに該当する例

①パワー・ハラスメント

例：1

試合後の飲み会（反省会）について、監督が選手に不参加の選択肢を与えず飲み会の参加を強要するまたは、しつこく強い誘いをせずとも選手を断れない環境に置き、誘いを断りづらくする行為。

例：2

指導の際に具体的な改善点などを説明せず、「なんでできないんだ」「そうじゃないだろう」などといった言葉をその他第三者がいる中で大きな声で感情的に伝え指導する行為。

竹刀や木刀で相手を叩く、小突く、押すなど、剣道の技とは関係ない行為を用いて指導する行為。

例：3

講習会などにおいて、指導者が特定の人物に対し「あんなの使えない」「なんだ今のは」など批判的な言葉をその他大勢または第三者がいる中で大きな声で感情的に発する行為。

②セクシャル・ハラスメント

例：1

稽古中・稽古後などのアドバイスに際し、指導者が会員の手を取るなど、体に触れながら指導する行為。

例：2

稽古後、上半身裸または下半身はスポーツアンダーのみの姿で歩き回る行為。または同様の姿でまだ多くの人が残る道場の隅で袴を畳む行為。

例：3

どのような経緯であれ、冗談交じりでも臀部を叩くなど親密さを勘違いし相手に接触する行為。

例：4

女性剣士がその他多くいるにも関わらず、一部の特定の会員のみをターゲットにして声をかけ、毎回個別の指導をする行為。

例：5

稽古後の懇親会などで挨拶などに乗じて、相手の体に触れる、ことさらに手を握る、抱きつく、体のどこか一部にでもキスをするなどの行為。

例：6

役割分担決めに際し、「お茶はやっぱ女性に入れてもらいたい」「男にお茶を入れられるなんて気持ち悪い」など、性別を理由に役割を特定する発言をする行為。

どのように対応すれば良いのか、考えてみてください。

取るべき行動

①パワー・ハラスメントにならないために

例：1

試合後の飲み会（反省会）については自由参加、監督は選手に体調、この後の予定などを確認し、出欠の自由を与える。

例：2

指導の際は「どこに悩んでいるのか」「何ができずに困っているのか」などを本人に確認し、「どうすればできるのか」「どのようにやるのか」具体的な改善点を説明する。大勢の前で批判しない。指導の際は「剣道指導の心構え」に則り、自己の修養に努め、指導を受けるものの技能の優劣などにとらわれず、常に一人一人に愛情を持って公平かつ誠心誠意指導にあたる。

※剣道指導要領 P5 抜粋

例：3

講習会においては、指導者は、特定の人物に対し批判的な言葉をその他大勢または第三者がいる中で大きな声で感情的に発してはいけない。具体的にできていないところ、どのようにすればできるのか、を一般論を用いて全体に伝わるように説明、指導する。

②セクシャル・ハラスメントにならないために

例：1

稽古中・稽古後などのアドバイスに際し、指導者が一緒に同じ動作を行うことで自身が見本となって指導にあたる。

例：2

稽古後、みだらな姿で更衣室から出ない。服を着用してから袴を置く。

例：3

冗談による行為だ、私と相手は親しい。そう思っているのは自分だけです。自分目線だけでなく他人目線でもその行為について一度考え、その行為に移る前に一度立ち止まらしましょう。

例：4

特定の剣士に限らず、指導を受けるものの技能の優劣などにとらわれず、常に一人一人に愛情を持って公平かつ誠心誠意指導にあたる。仲間同士で申し合わせて継続的に稽古するのはこの限りではない。

例：5

懇親会は無礼講ではない、という自覚を持つ。

例：6

役割分担に際し、性別を理由に役割を限定しない。性別に限らない各々の特性、役割に応じた役割分担を行う。

自分はハラスメントとは無縁だ、そう思うことがハラスメントの始まりです。

その行動、発言は問題ないか、常に冷静に自分の行動を見つめなおすことが大切です。

ハラスメントの被害にあった時は はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」

「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。

我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことにも繋がります。

※厚生労働省：職場におけるハラスメント防止のために 抜粋

ハラスメントにあった時の相談先

■ 新宿剣道連盟 倫理委員会

清水 宣治 古賀 隆郎 久富 きよら 瀧沢 一子

■ 東京都剣道連盟 反倫理的行為関連特別窓口（セクハラ、パワハラ等含む）

メールアドレス : rinri@tokyo-kendo.or.jp

郵送先 : 〒105-0004 東京都港区新橋 4-24-2

一般財団法人東京都剣道連盟 倫理委員会親展

（「倫理委員会親展」まで明記して下さい）